

2007年8月10日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定による障害福祉サービスに係る給付その他支援に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2007年7月27日付けで諮問（第266号）された障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の規定による障害福祉サービスに係る給付その他支援に関することに係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 障害者自立支援制度について

障害福祉サービスの提供は、平成15年4月1日より国の制度として実施された「支援費制度」に基づいて契約制度の中で行われていた。しかし、自らがサービスを選択し事業所と契約を行うようになってからは、それまで利用しなかった対象者の制度利用を促すことになった。結果としては国全体として財政的に制度を維持することが難しくなり、またサービスの提供方法も障害種別により異なった仕組みにより行われていた等の制度上の課題があった。そこで、制度が維持出来るよう利用者負担の定率化を図り、またそれま

での障害種別ごとの福祉サービスの提供体制を障害種別にかかわらず一元的に提供されるような仕組みとし、さらに障害者本人が就労する等、地域において自分らしく自立した生活が送れるような支援体制の整備をはかることとされた。

具体的には居宅介護や短期入所といった介護給付や就労移行支援といった訓練等給付の障害福祉サービスの利用については、利用者ごとの月額負担上限額を設定した上で1割の定率負担を求めている。また、介護給付や訓練等給付といった自立支援給付のサービスメニューにない移動支援事業等や相談支援事業等の、市町村が主体的に事業を実施する地域生活支援事業を行うことや、本人のニーズや特性に応じた支援が施設で展開されるような施設体系の見直しを図ること等により、障害福祉サービスを重層的に提供することで、地域において自分らしく自立した生活が送れるような体制を整備していくこととなる。

以上のような視点から平成18年4月より、障害者自立支援法が施行された。

イ 障害者自立支援給付支払等システムについて

神奈川県においては、支援費制度が開始されてから、サービス提供事業者が提供する福祉サービスに係る支払事務を神奈川県内の全市町村から神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が事務委託を受けて、請求受付及び支払事務を円滑且つ迅速に行うため、全国に先駆けて「かながわ支援費支払総合システム」の運用を行ってきている。

なお、システムの導入の際に、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、2002年9月12日付け答申第108号により藤沢市個人情報保護制度運営審議会の承認を得ている。

一方で、全国的に見ると、これまでの支援費制度以降の給付費の支払事務については、システムを導入していない等の理由から自治体ごとに請求方法や審査・点検事務が異なり、必ずしも十分な審査・点検が行われている状況ではなかった。そこで国では、全都道府県、市町村の支払事務の効率化と平準化を図るため、平成19年10月より、全国共通の支払システムの導入を行うこととなった。

また、全国共通のシステムを導入することにより、介護保険における仕組みと同様に国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）を通じて事務処理を行うことで、県外のサービス提供事業者からの請求、支払処理を効率的に行うことができるようになる。

なお、運用については、国保連合会へ事務の委託を行う予定である。

現在までに「かながわ自立支援給付等支払システム」の導入は行われてきたが、今回、上記の理由から全国共通の支払システムの導入を図ることとなり、個人情報の保護を図りながら、効率的で迅速な事務処理により、障害者本人の利便性をも高め、安心できるシステムを構築する必要がある。そこで、システムの導入にあたり藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問をするものである。

(2) コンピュータ処理について

障害者自立支援給付での支払事務については、サービスの利用により、サービス提供事業者からの請求が国保中央会へインターネット回線を通じ送信される。市町村では介護給付および訓練等給付における受給者情報を国保連合会へ、ISDN回線を通じ送信する。国保連合会では、市町村からの情報を確認の上、国保連合会の台帳に登録した結果を市町村へ送信する。その後国保連合会は国保中央会へ送信されたサービス提供事業者からの請求情報を確認し、市町村からの受給者情報と突合させる。突合させた内容に基づいて、国保連合会では市町村審査用資料を作成し、その資料を基に市町村では支払審査を行う。市町村は支払の可否を審査し、結果を国保連合会へ送信する。その結果を基にして、国保連合会ではサービス提供事業者からの請求内容を確定させ、支払を行う。今回については、この一連の処理について、新たに障害者自立支援給付支払等システムで行うこととなる。

なお、本システムについては、国が全国標準システムとして開発し、すべての市町村が国保連合会へ委託できるよう、体制整備を行ってきており、都道府県及び市町村に対し、必要な準備等を行うよう、指導がなされている。

また、地域生活支援事業の支払事務については、現行システムの運用の中で行われることとなる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

介護給付及び訓練等給付における支給決定者は約1,500名程度であるが、それぞれが世帯の課税状況や収入状況等に応じて月額上限負担額が設定されている。また、サービスの支給量についても、サービスごとの上限が設定されている。さらに必要なサービスは複数受給することができるため、これに係る支払審査や支払処理について、迅速かつ正確に行うためにはコンピュータによる処理が不可欠である。また、国保連合会のシステムを導入していない県外のサービス提供事業者からの請求に対しては、現在のところ請求書による支払を行っているが、介護保険における仕組みと同様に国保中央会を通すことにより、全国決済が可能となり、支払処理を効率的に行うことができるようになる。

なお、実施時期について、システム稼働は平成19年10月となっているが、システムの切り替えを円滑に行うために、十分に事前テストを行う必要がある。

このため、国保連合会からの希望時期である8月下旬に接続試験等を予定している。

(4) コンピュータ処理をする個人情報の項目について

ア 障害福祉サービス台帳管理情報

支給決定に必要な基本情報について台帳管理をする。

イ 障害福祉サービス支払情報

請求に対する審査・支払に必要な請求情報について管理をする。

(5) 安全対策について

安全対策として、条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定に準じ、国保連合会に対し必要な対策を義務づけ、実施状況の確認を行う。

なお、国保連合会では、個人情報保護規則の制定がされており、個人情報の保護、適正な取り扱いについて努めている。

また、本システムについては、国保連合会との専用ネットワークを使用するため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。また、ファイヤウォールの設定や送受信の際はデータを暗号化し、容易に解読できないなど、セキュリティ面について強化している。さらにシステムへの入力については、操作者はID、パスワードを設定するとともに障害福祉課で支給決定、審査処理を行う担当職員に限定する。

(6) 実施時期

2007年8月下旬予定。

(7) 提出資料

ア 支払システム概要図

イ 支払システム概要図2

ウ 支払システムスケジュール

エ システムで取り扱う個人情報の項目

オ 神奈川県国民健康保険団体連合会個人情報保護規則

カ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

介護給付及び訓練等給付における支給決定者は約1,500名程度であるが、それぞれが世帯の課税状況や収入状況等に応じて月額上限負担額が設定されている。また、サービスの支給量についても、サービスごとの上限が設定されて

いる。さらに必要なサービスは複数受給することができるため、これに係る支払審査や支払処理について、迅速かつ正確に行うためにはコンピュータによる処理が不可欠である。また、国保連合会のシステムを導入していない県外のサービス提供事業者からの請求に対しては、現在のところ請求書による支払を行っているが、介護保険における仕組みと同様に国保中央会を通すことにより、全国決済が可能となり、支払処理を効率的に行うことができるようになる。

また、今後については本システムを使用しない限り、障害福祉サービスの支給が事実上できなくなることからすれば、本システムを使用することは必要不可欠である。

なお、実施時期について、システム稼働は平成19年10月となっているが、システムの切り替えを円滑に行うために、十分に事前テストを行う必要がある。このため、国保連合会からの希望時期である8月下旬に接続試験等を予定している。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として、条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定に準じ、国保連合会に対し必要な対策を義務づけ、実施状況の確認を行うこととしている。

なお、国保連合会では、個人情報保護規則の制定がされており、個人情報の保護、適正な取り扱いについて努めている。

今後使用する本システムについては、国保連合会との専用ネットワークを使用するため、外部からのアクセスを許可せず、個人情報の漏洩について防止している。また、ファイヤウォールの設定や送受信の際はデータを暗号化し、容易に解読できないなど、セキュリティ面について強化している。さらにシステムへの入力については、操作者はID、パスワードを設定するとともに障害福祉課で支給決定、審査処理を行う担当職員に限定する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上